



# 島根県報

平成20年2月29日(金)

号外第10号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部改正 (建築住宅課)

---

## 告 示

---

### 島根県告示第169号

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定(平成19年島根県告示第447号)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年2月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第6号に次のように加える。

- (4) 法第97条の2第1項の規定により置かれた建築主事(浜田市、益田市及び大田市に置かれたものに限る。)がつかさどる事務に係る建築物

